平成３０年（フ）第１０号
熊本県人吉市大畑町3690番地
債務者　下川　利香
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成３０年（フ）第１７５号
静岡県藤枝市田沼４丁目17番８号　ワンルーム田沼101号
債務者　矢口　和正
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７６号
静岡県藤枝市田沼４丁目17番８号　ワンルーム田沼101号
債務者　鍛治屋ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０６号
静岡県浜松市中区葵西２丁目21番１―301号　市営葵西二丁目団地Ｃ３棟、前住所静岡県浜松市中区葵西３丁目３番15号
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第６１９号
埼玉県川口市並木２丁目３番13号リヴェール西川口304号
破産者　株式会社ケイプランニング
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
さいたま市中央区下落合1052番地３
破産者　株式会社セプテンス
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５１１号
東京都新宿区下落合４丁目１番18号
破産者　有限会社アール．エフ．シー
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５１２号
東京都新宿区下落合４丁目１番18号
破産者　有限会社河野企画設計室
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２１号
神奈川県小田原市東町３丁目２番45号
破産者　株式会社アイデンＭＥ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５号
神奈川県平塚市四之宮５丁目27番19号
破産者　有限会社バーデンベルク
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３５号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1083番地の２
破産者　株式会社やまと（旧商号有限会社やまと）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６６号
群馬県高崎市九蔵町４番地１
破産者　株式会社ブロカート
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５６６号
埼玉県飯能市仲町12番15―301号
破産者　綿貫惠美子
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９４号
千葉県富里市十倉288番地32
破産者　鈴木　文和
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３号
千葉県茂原市高師949番地６（グランメール301）
破産者　小林　郁夫
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
千葉県茂原市東郷766番地11
破産者　長島　　勉
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
千葉県長生郡一宮町一宮1438番地２
破産者　河野美智子
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
相模原市中央区陽光台２丁目６番７号
破産者　キムラ企業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２８号
相模原市南区東林間６丁目１番22号　イーストウッド101
破産者　佐原　美彦
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部